

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【農畜産業振興機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月28日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式1において明朝体で記載しているもの及び様式2において灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○野菜関係業務の見直しにより不要となる資金(10,681,888千円)を、平成23年6月に国庫納付
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○本部事務所について、平成23年3月に賃貸契約の一部を解除し、事務所経費を縮減(年間2,447千円を縮減)。 ○平成22年度中に海外事務所(5か所)を全て廃止。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○平成22年度中に海外事務所(5か所)を全て廃止。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○本部事務所について、平成23年3月に賃貸契約の一部を解除し、事務所経費を縮減(年間2,447千円を縮減)。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○①一者入札解消に向け、複数の者が説明会等に参加したものの、結果的に一者応札となった契約についてアンケート調査を行い、契約の担当部署とともに不参加者の理由について分析・検証を行った結果、メールマガジン配信及び入札日から履行開始までの期間を充分設ける等、改善策を職員に周知した。</p> <p>②前広に入札予定情報を事前に公表することにより、競争参加者が入札等に参加するための十分な入札準備期間が確保でき、入札参加への可能性が増すことから、定例的に発生する契約については、年間入札予定情報をホームページで公表した。</p> <p>23年度(金額ベース) 一般競争等9,007,246,624円(95.0%) 競争性のない随意契約471,832,067円(5.0%)</p> <p>23年度(件数ベース) 一般競争等152件(88.4%) 競争性のない随意契約20件(11.6%)</p> <p>24年度(金額ベース) 一般競争等6,630,831,990円(93.4%) 競争性のない随意契約465,210,741円(6.6%)</p> <p>24年度(件数ベース) 一般競争等133件(88.1%) 競争性のない随意契約18件(11.9%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	—
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成25年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○一括での調達が可能な物品については、地方事務所で調達せずに本部で一括契約での調達を行うよう努めており、引き続きこのような取組を進めていく。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○外国書籍の購入について、一部カード決済を導入し、外国書籍を通信販売する者と直接取引することにより、経費を削減。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○給与構造の見直しとして、職員の本俸水準について等級別に毎年1.4~0.2%の引下げ等を計画的・段階的に実施するとともに、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、役員については、平成24年5月から、職員給与については、平成24年6月から、国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○中期目標及び中期計画において、平成24年度までに職員の給与水準を国家公務員と同程度とする目標を掲げ、給与水準等の見直しを行い、平成24年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は101.3と国家公務員と同程度となった。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○理事長、副理事長、理事及び監事の報酬については、毎年6月30日にホームページで公表。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○給与水準については、評価委員会において、中期目標等で掲げた目標の進捗状況についてチェックを行っている。また、監事監査においても、国家公務員の給与水準を十分考慮した給与水準の見直し等に関する対応状況について、監査を受けている。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○中期目標において「業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に削減」、「事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する」と定めており、法人において、これに基づき引き続き業務運営コストの削減に取り組む。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○これらの諸経費・手当は、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○事業費等については、効率的かつ効果的な実施を図るため、費用対効果分析やコスト分析手法の導入及び支出上限である単価基準等の設定等により必要な経費を積算段階から精査。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○中期計画において「法令等を遵守しつつ適正に業務を行うため、内部監査の実施、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る」と定めており、法人において、これに基づく体制を整備済み。コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス推進計画を策定するとともに、コンプライアンスの推進状況の点検のためのアンケート調査等を実施。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 中期目標において「効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする」と明記。また、「外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる等業務執行の改善を図る」と定めており、法人において、これに基づき有識者から成る「機構評価委員会」で事業の点検・評価等を実施。また、有識者から成る「補助事業に関する第三者委員会」による点検・評価等については、ホームページで公表。なお、当該委員会は、いずれも15年度から毎年開催。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 中期計画において「効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、①事業実施計画の承認に当たり事業実施主体との協議、②費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択、③必要に応じた現地調査の実施、④費用対効果分析を実施している事業にあつては3年目までの利用状況を調査、また、3年を経過した年に事後評価を実施し、利用率が低迷している場合には改善指導を行う」と定めており、法人において、これに即して、評価結果の事業実施過程への反映に努めている。具体的には、費用対効果分析を実施している事業について、事後評価において効果が費用を下回ったものについて、事業実施主体から改善計画を提出させるとともに、今後5年間、各年度末に改善計画の達成状況の報告を求めるなどの指導を実施。また、前年度の審査・採択状況についてホームページで公表。

また、法人において中期計画の「補助事業に関する業務執行規程等に基づき、①明確な審査基準に基づく事業の実施、②事業説明会等を通じた事業実施主体に対する指導の徹底、③事業の進行管理システムによる事業の進捗状況の把握、④毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施機関等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表」と定めており、所定の事項を公表。

No.	65	所管	農林水産省	法人名	農畜産業振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 畜産関係業務	プール資金の在り方を見直し、緊急性のある事業以外は国直轄で実施することも含め、事業を整理・縮減	23年度から実施	経営安定及び需給・価格安定事業のうち、緊急性が必ずしも高くない資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業については国直轄で実施するとともに、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止し、その他畜産振興事業については更に事業を縮減する。また、本法人の保有資金及び公益法人に造成している基金を真に必要な限度まで縮減する（財団法人畜産環境整備機構のリース基金の段階的な廃止・引上げ等）。	2a	23年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止。結果として、経営安定対策は400億円超の減額。 23年3月に中期目標の期中改定を行い、畜産振興事業の補完対策（その他畜産振興事業）について「本対策については、事業を縮減する」と明記しており、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60億円程度を削減。また、「保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する」と明記しており、保有資金の残高は、22年度末は1,429億円、23年度末は1,214億円、24年度末は1,566億円、25年度末は907億円となる見込み。公益法人等に造成している基金については、21年度末は26基金で約1,400億円であったが、22年度末は9基金で約980億円、23年度末は6基金で約820億円、24年度末は5基金（24年度補正予算による緊急対策を除く）で約740億円（その大半が生産者等に貸し付けているリース物件等の貸付残）。	25年度から第3期中期目標期間（25～29年度）に移行。 現中期目標において、保有資金及び公益法人に造成している基金については、「補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じてその造成の在り方を見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する」と明記しており、必要な経費を確保し、適切な業務実施に努める。 また、補完対策については、「畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う」と明記しており、時宜に応じた事業内容の見直し等を行う。
02 野菜関係業務	指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について事業規模の縮減、制度設計の見直し	23年度から実施	指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費全体分における資金の保有率を50%から30%に低減するなどプール資金の在り方を見直すことにより、事業規模を縮減する。	1a	23年度において、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費負担分について、国庫債務負担行為限度額を50%から70%へ引き上げる等により保有資金を低減し、捻出した資金を23年度予算額に活用する（予算額0）とともに国庫納付。	措置済み
	契約野菜安定供給制度について事業の廃止を含めた抜本的な制度の見直し	23年度から実施	契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援や、野菜の価格・数量変動への対応などを踏まえた契約野菜関係についての新しい支援政策を制度化し、利用実績が著しく低い現行事業の実施は取りやめる。	1a	23年度において、契約取引を行う現場のニーズを踏まえて、六次産業化法（23年3月全面施行）の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を措置するとともに、契約取引における野菜の価格・数量変動に対応したモデル事業を新たに制度化し、従来の指定産地を対象とした事業のみによる支援方式を取りやめ。	措置済み
03 砂糖関係業務	砂糖勘定の累積欠損の低減	23年度から実施	砂糖勘定の累積欠損を低減するため、負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出を適正化するとともに、生産者等による経営努力のインセンティブをより高める枠組みとなるよう見直しを行う。	2a	22年10月から精製糖・異性化糖製造企業による調整金の負担水準を定める指定糖・異性化糖調整率を引き上げるとともに、23年度における甘味資源作物生産者交付金単価を引き下げる等、制度関係者一体となった取組を実施。また、生産者等による経営努力のインセンティブがより高まるよう、22年度から生産者に対する交付金交付要件として作業規模拡大に向けて共同利用組織での防除等の作業を位置づけるなど枠組みの見直しを行った。 これらの措置を実施した結果、24年度は48億円の収支改善が図られた。	砂糖勘定における累積欠損の早期解消に向け、引き続き制度関係者一体となった取組を実施する。
04 情報収集提供業務	事業規模の縮減	23年度から実施	海外事務所を廃止することに伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。	1a	23年3月に中期目標の期中改定を行い、「業務の実施に当たっては海外事務所の廃止に伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する」と明記しており、22年度中に海外事務所（5か所）をすべて廃止し、事業規模を縮減。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	不要資産の国庫返納	野菜関係業務の未活用資金	22年度から実施	野菜関係業務の縮減に対応し不要となる資金の国庫納付については、事業仕分け結果を踏まえ、年内に結論を得て、措置する。	1a	野菜関係業務の見直しにより不要となる資金（10,681,888千円）を23年6月に国庫納付。	措置済み
06	事務所等の見直し	海外事務所の廃止	22年度中に実施	海外事務所を廃止する。	1a	22年度中に海外事務所（5か所）をすべて廃止。	措置済み
07		本部事務所経費の縮減	23年度から実施	本部事務所（麻布台）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。	1a	本部事務所について、業務内容を考慮しつつ可能な限り見直した結果、23年3月に本部事務所賃貸契約の一部を解除し、事務所経費を縮減（縮減額年間2,447千円）。	措置済み

No.	65	所管	農林水産省	法人名	農畜産業振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	事業実施主体の公募方式を導入する。	1	平成20年度から、原則として公募方式により事業実施主体を選定している。	今後も引き続き事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。
2		【畜産関係業務】 保有資金について、これまでの支出実績等を踏まえ、国からの交付金を極力抑制し、保有資金の規模拡大を抑制する。	1	国から機構への交付金の交付額（当初予算ベース）は、平成19年度の約1,040億円に対し、20年度以降は、約700～830億円台で推移。交付金の交付額の抑制等により、平成24年度末保有資金残高は1,566億円となっており、平成19年度末残高2,172億円よりも減少した。	補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。
3		【野菜関係業務】 重要野菜等緊急需給調整事業及び指定野菜価格安定対策事業について、農畜産業振興機構への機能・実施体制の集約を行う。	1	重要野菜等緊急需給調整事業について、平成21年度から農畜産業振興機構で実施。指定野菜価格安定対策事業のうち、従来農林水産省で行っていた指定野菜の供給計画と出荷実績との乖離の度合いの認定業務について、平成20年度から農畜産業振興機構で実施。	今後も引き続き、機構で実施するものとする。
4		【蚕糸関係業務】 現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。	1	「生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成20年4月11日公布、即日施行）」により、蚕糸関係業務は全て廃止（平成20年度は、廃止法施行までの間についても、蚕糸関係業務は実質的に実施せず。）。	措置済み
5		【糖価調整業務】 国産てん菜糖に対する交付金の交付対象数量に上限を設定する。	1	平成19年度中に実施済み	設定した上限を今後も維持する。
6		【情報収集提供業務】 調査テーマの重点化や情報収集提供を行う組織体制の再編等により、業務の徹底した効率化を図る。	1	平成20年度中に実施済み	今後も引き続き、調査テーマの重点化などにより、効率的な業務運営を行うものとする。
7	組織の見直し	【支部・事業所等の見直し】 東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡、宮崎の各事務所等を廃止する。 また、札幌、鹿児島、那覇の各事務所については、次期中期目標期間中に、その業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。	1	東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡、宮崎の各事務所等については、平成19年度中に廃止 また、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を確認し、その在り方について検討した。	札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、今後、賃借料等の経費削減を検討する。
8	運営の効率化及び自律化	【業務運営体制の整備】 コンプライアンス委員会を設置する。	1	平成20年度中に設置済み	今後も引き続き、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進に係る事項について審議を行う。